所得月額の計算方法

入居の資格要件にある「所得月額」とは、入居者及び同居者の「所得額の合計」から公営住宅法に定められている「控除額」を控除した額を12で除した額を言います。

所得月額 ＝（ 所得額※1の合計 － 控除額※2 ）÷12

所得月額の計算例

本　人（37歳） 所得：1,950,000円	配偶者（35歳） 所得：420,000円	子　（12歳） 所得：0円

1. 所得合計額	本人 1,950,000円	＋ 配偶者 420,000円	＝	2,370,000円 （A）
2. 控除額	給与所得等を有する者	100,000円×2人	＝	200,000円 （B）
	同居親族控除	380,000円×2人	＝	760,000円 （C）
	控除合計額	（B） ＋ （C）	＝	960,000円 （D）
3. 所得月額	（A） 2,370,000円 － （D） 960,000円 ／ 12		＝	**117,500円** 所得月額

※1所得額の求め方

給与所得者の方（会社員・パート等）は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が年間の所得金額です。（右図参照）

その他の方（自営業者・年金所得者等）については申込窓口へお問い合わせください。

令和　年分　給与所得の源泉徴収票

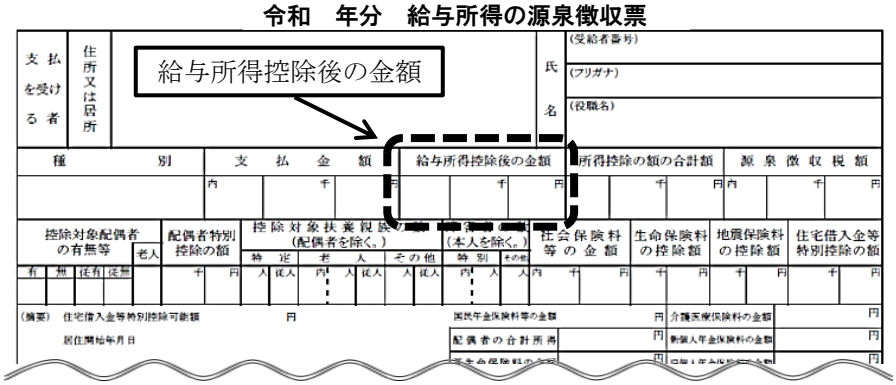

(注)実際の申込には市町村発行の課税証明書が必要です。

※2控除額について

控除項目	対　象	控除額
(1) 給与所得等を有する者	給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者	最大10万円／人
(2) 同居親族等	本人以外の同居者又は 扶養親族で本人及び同居者以外の者	38万円／人
(3) 老人扶養親族	扶養親族のうち70歳以上の者	10万円／人
(4) 特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の者	25万円／人
(5) 障害者	本人又は(2)のうち身体障害者手帳の交付を受けた身体障害3級以下又は精神障害2～3級又は知的障害の程度がBの者	27万円／人
(6) 特別障害者	本人又は(2)のうち身体障害者手帳の交付を受けた身体障害1～2級又は精神障害1級又は知的障害の程度がAの者	40万円／人
(7) 寡婦	本人又は同居者のうち、合計所得が500万円以下、ひとり親に該当しない、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者で以下のいずれかの要件を満たす者 a.夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族を有する者 b.夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者	最大27万円／人
(8) ひとり親	本人又は同居者のうち、現に婚姻していない者又は配偶者の生死が明らかでない者で、生計を同じとする子を有する、合計所得が500万円以下、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者	最大35万円／人

詳しくはお問い合わせください。